

近代日蓮宗における本末体制再編に関する一考察

安 中 尚 史

はじめに

明治維新期における仏教排撃運動が激しく展開する中で、日蓮宗は時代に即応した体制づくりを繰り返し行っていた。

江戸時代、幕府が仏教界に対して適用した政策は、全国に散在する多くの寺院を中央集権化するために、いかなる寺院も本山に所属し、本山を通じて全国寺院を支配する組織を確立した。寺院本末を把握・管理するため、数度にわたって全国本山に命じて末寺帳をつくらせ、本山・本寺・中本寺・小本寺・末寺の上下階層組織を定め、本山以外は一切の無本寺の存在を許さなかった。その後、旧幕封建制の打破に努めた明治政府であったが、宗教政策については、この本末制度を踏襲した。

一 五山盟約と七山盟約

明治五（一八七二）年四月、政府は教導職制度を設け、各宗に教導職管長を置いて宗内の寺院・僧侶の取締にあたらせた。日蓮宗では、身延久遠寺住職の北風日健が教導職管長に就任したが、この背景には、身延久遠寺・池上本門寺・中山法華経寺・京都妙顕寺・京都本圀寺と、この五山の末寺代表が連署して結んだ「五山盟約」があった。⁽¹⁾この盟約では、五山を大本山と定め、その内から管長を選出し、管長は総代として東京に在住して公平に宗務を統轄し、その費用の負担は五山で対応するなど、七項目にわたるものであった。

その後、同年十月には、天台宗・真言宗・浄土宗・浄土真宗・禅宗・時宗・日蓮宗に対して、一宗一管長制度を定める通達があり、これは日蓮宗一致派・勝劣派の関係なく、「日蓮宗」という一つの枠組みの中に押し込められることを意味し、そのうえで一人の管長を選出することが求められた。こ

の時、選出されたのが本成寺派（勝劣派）の顕日琳で、越後本成寺の住職を務める人物であった。しかし、この管長を選出する制度を含めて、一部の有力寺院の交わした盟約に基づいて政府の宗教政策に対応することが決められていたために、すぐさま大きな反発がみられるのであった。

この盟約とは、身延久遠寺・池上本門寺・中山法華経寺・京都妙顕寺・京都本圀寺・越後本成寺・京都妙満寺の七山が交わしたもので、七山を大本山として、その内から管長を選出することや管長は東京に在住して、全国の日蓮宗寺院を統轄することが示され、任期は一年とされ交番制がとられた。さらに、七山による全国の「日蓮宗」寺院を統轄するために京都より西の地域の寺院については京都妙顕寺・同本圀寺・同妙満寺に、甲州・信州・駿府・遠州・三河・尾張・美濃の寺院は身延久遠寺に、武蔵・相模・伊豆・上野・下野は池上本門寺、房州・常陸は中山法華経寺、加賀・能登・その他の北陸は越後本成寺にそれぞれ付属することが計画された。⁽³⁾

しかし、京都要法寺、同本能寺、尼崎本興寺をはじめとする各本山が強い抵抗を示し、さらには政府へのはたらきかけも行ったために、管長に対しては従来より総本山や七本山の位置づけが無かったことから、管長が責任を持って統轄するように通達がなされた。いっぽう諸本山に対しても宗内に以前から総本山に位置づけることのできる寺院が無いことか

ら、諸本山がこれまで通り管長統轄のもとで対応を果たすよう通達された。これにより、七山による地域ごとの統轄はなくなり、管長の選出についても一致派と勝劣派による交番制がとられた。⁽⁴⁾

二 一宗一管長制と宗規釐正会議

明治七（一八七四）年三月、一宗一管長の制度は各派ごとに管長を置くことに改められ、七山の存在しか認められないといった状況から改善された。⁽⁵⁾ これを受けた日蓮宗では、すぐさま日蓮宗一致派と日蓮宗勝劣派に分離を果たした。この時の一致派管長には新居日薩を、勝劣派管長には釈日実が就任した。さらに勝劣派は五派からなることから、管長選出に関する取り決めなどが作成された。その後、明治八（一八七五）年五月、神仏合同の大教院が廃止となり、各宗派に対して政府管理のもと教院組織の確立や、規則の制定などが認められると、新たな展開がみられることになった。

この間、本末制度は先述の七山盟約において、一時は解消されようとしたが、多くの本山の抵抗と政府の介入によって、結果的には従来のまま継続されていた。

神仏合同の大教院が廃止された明治八年五月、仏教各宗派に対して宗教制度に則した独自の活動が認められるようになった。日蓮宗一致派においては、諸本山の住職と各県の代

近代日蓮宗における本末体制再編に関する一考察（安 中）

表者を集めて翌六月十日から「宗規釐正会議」を開催して、時代に即応した宗門体制の確立に向けて歩み始めた。⁽⁶⁾

この会議では、当時の社会情勢に対応すべく、宗政を司る機関としての大教院の設置や、議会制を採用することなど、日蓮宗の近代化を図る目的で決議がなされていた。また、人材の登用方法についても数項目で触れており、管長の選出については、寺院の格付けや教導職階級にとらわれずに公選を基本としている。いっぽう本山から末寺の住職選出についても、人材本意とすることや、各府県の教導職取締者を罷免して、新たに公選するべきであるという意見も示されている。

さらに身延久遠寺を「祖山」として位置づけることが条項の中にあり、当時の日蓮宗一致派と日蓮宗各派との対立問題が影響していたと考えられる。すなわち一致派が単称「日蓮宗」を公称することについて、勝劣派からその使用を差し止める申し立てがなされていたこと、また再興運動を展開していた日蓮宗不受不施派に対して、一致派は反対する立場を表明していたことなどが挙げられる。

このような問題が生じていたため、一致派は各派の動向を牽制するように、宗派内外にこの「祖山」を有する一致派の優位性、つまり日蓮の教えを正しく継承する宗派として認識させ、さらに中央集権型の組織を確立するために、久遠寺を「祖山」とすることを掲げたのであろう。

しかし実際には江戸時代までの日蓮宗は一致派・勝劣派に関係なく各本山が独立し、法統の正当性をお互いに強調し合い、身延久遠寺を頂点とする中央集権的な組織を形成していたわけではなかった。⁽⁷⁾

三 本末体制と管長制度

明治九（一八七六）年二月、政府は単称「日蓮宗」の公称を認めるとともに、勝劣派の管長別置を許可した。その背景には、政府が一致派に対して単称「日蓮宗」使用を認めたことに勝劣派は不満を抱き、一時は勝劣派も日蓮宗と公称する許可を得たのであったが、行政上の混乱をさけるため、勝劣派各派の管長別置による、分立許可という条件があった。⁽⁸⁾

その後、明治十一（一八七八）年四月七日から東京深川の浄心寺において再び日蓮宗の代表者たちによる会議が開かれた。この会議開催にあたっての達書には、明治八年の宗規釐正会議で決議したことが、三年を経ても未だ実施されていないことについて、再び討議の必要性が述べられている。またキリスト教の進出に対して危機感を持っている様子も同時にうかがうことができ、これらの問題に対処するために、再度本山の住職ならびに各地の代表者を召集することを決めたことが示されている。

さらにこの会議では、諸本山の住職ならびに各県の取締者

の出席により十項目にわたる事項を協議した。特に重点が置かれた項目は、第二条の各本山の位置づけを明らかにするために盛り込まれた「本山等差ノ件」であった。これは身延久遠寺を総本山として管長職を受け持つ寺とし、池上本門寺・中山法華経寺・京都妙顕寺・同本圀寺を大本山と定め、総本山の住職はこの大本山からの晋山に限り、また臨時管長を委任できる寺としたものである。

いっぽう大本山以外の本山については全て同列とし、それまで各本山の間にあった上下関係を無くした。これは久遠寺を頂点とし、次に大本山が位置し、その下部に各本山を置くという、大本山の立場を大いに考慮した中央集権化を推進するための動きであり、明治八年の宗規釐正会議で決議された久遠寺の祖山化から一歩進んだ動きといえよう。

この事項を含め、十項目にわたる事項は全て議案に基づいて決議され、本圀寺の釈日禎は管長職を退き、身延久遠寺住職の吉川日鑑が後任となった。しかし当時の久遠寺は明治八年一月に起った火災からの復興に邁進し、明治十四（一八八二）年にむかえる日蓮聖人六百遠忌までに、復興の目途を付けようとしていた矢先のことであったため、日鑑は久遠寺復興と宗務遂行の重責に同時に就くことをためらい、熟慮のうえ新居日薩に久遠寺前住職の資格で、明治十二（一八七九）年四月までの期限を付け管長就任を要請したのである。急場を凌

いだ日鑑であったが、今後の管長職問題の展開を苦慮して出した決断は、久遠寺の管長受持取り消しと、久遠寺・本門寺・法華経寺・妙顕寺・本圀寺による管長職の「五山交番制」であった。このことを日薩ならびに大本山に伝え、宗門統括のために五山交番による管長職受持の協力を願い出たが、大本山からの反発はさけられなかった。

いっぽう大本山と日鑑との間に入って対応策を迫られた日薩は、宗派内の対立関係が長引くことを恐れ、早急にこの問題を解決することを考えた。そして久遠寺中心による宗門体制の確立は時期尚早との判断から、明治十二年十二月に大本山住職と大教院・中教院などの代表者を召集し、吉川日鑑管長辞任・管長職交番制を審議し認めたのである。やむを得なく管長職をひきうけた日薩であったが、その活動は管長職受持問題の解決だけにとどまらず、宗門行政と教育が混在していた当時の状況に苦慮し、この二局を分立する体制を確立して、宗門行政機関と教育機関の整備に務めるなど、近代的宗派としての日蓮宗組織の基礎を確立したのである。

四 教導職制度廃止と管長制度

明治十七（一八八四）年八月、太政官布達第十九号が布告された。それは明治五年に定められた教導職制度を廃止すること、管長の位置づけをはじめとした宗派の機構に新たな

近代日蓮宗における本末体制再編に関する一考察（安 中）

局面をむかえるものであった。⁽⁹⁾

この布告によつて宗派統治が管長に全権委任され、それまでの政府から任命された官吏的な性格を持った教導職を統轄する管長から脱皮を果たすこととなった。さらに宗派にとつて宗制・寺法の整備を必要とさせるものであり、日蓮宗においても明治十七年九月に代表者を集めて会議を開催することとなった。この会議は前述の明治八年六月、明治十一年四月の会議に続くものであり、当時の管長であつた京都妙顕寺住職の福田日耀によつて召集された。⁽¹⁰⁾

この会議で激しく議論されたのは管長の任命に関する件であつた。教導職制度廃止後の管長には宗派統治が全権委任されることになつていたため、住職の任免から教師の進退にまでおよぶ権限を持つことになり、管長を選出する規定は以前にも増して重要な事項となつたのである。明治十一年四月の会議でも身延久遠寺の住職を管長とする規定が定められようとする中で、宗派内ではその決定に不満を持つ大本山・本山もあつて、管長交番制をとつてきた。今回も京都本圀寺住職の釈日禎を中心とした京都本山住職等は、交番制による管長選出を主張し、それが適わない場合には、東西に分かれて管長を置くことを考え教団の分離にまで発展する可能性があつた。⁽¹¹⁾

第三回目の代表者会議は十七日間にわたつて開催され、特

に管長問題や総本山の名称に関する審議に時間が費やされ、途中、身延久遠寺住職の退席事件にまでおよんだ。こうした中で、管長については総本山・大本山を含めた本山住職の中から、選挙によつて選出されることが決定され、これに従つて管長選挙が実施されて身延久遠寺住職の吉川日鑑が当選した。また、本山住職においても選挙による選出を定め、末寺住職については、人材本意で任じることが決められた。⁽¹²⁾

五 諮問総会事件

明治十八（一八八五）年十一月、大本山本圀寺住職の三村日修が管長に就任し、翌年四月に身延久遠寺へ晋山した。その後、明治二十一（一八八八）年八月に日修のもとで大きな改革に向けた動きが展開しはじめた。

その改革とは身延久遠寺を中心とした集権体制の確立であり、これまでの繰り返しにも思えるが、内容は大きく異なつていた。この年は国会開設の前年にあたり、すでに内閣制度が確立して大日本帝国憲法が公布され、国家社会としての安定化が図られようとしていた時であり、急速に変化する時代に対応する体制が日蓮宗にも必要と考へた。また、教導職制度の廃止にともなつて、以前に比べて管長の権限が大きくなつたことも関連して大きな問題に発展した。

さらに、改革を推進しようとする僧侶たちがとつた行動が

これまで以上に過激であったことから、事態は日蓮宗を二分する動きにまでなり、裁判にもおよんだ。結局、明治二十四（一八九一）年の暮れに保守派の管長が選出されたことによつて、この改革は失敗に終わり、翌二十五（一八九二）年に改革派僧侶たちの処分で幕を閉じた。

明治二十一年八月、代表者会議に対して管長の三村日修が提出した宗門改革案、つまりは身延中心体制の確立と、それにあわせた末寺寺院の合末論をめぐつて、改革派と保守派に分かれて対立した。⁽¹³⁾

改革派は三村管長の提案を支持し、特にその十三カ条にわたる議案中、第一条の管長は身延久遠寺の受持とする案、第六条の宗務院を身延山に置く案の二条を、さらにこれらを強化する策として、従来の各本山と末寺の本末関係を解消し、日蓮宗全寺院を全て身延久遠寺に帰属させ、信仰の確立、行政学事の一本化を図り新時代に臨むという合末論を掲げて、扶宗同盟会、転本会、同志会を結成し、後に明治二十二（一八八九）年には為宗会を組織したもので、身延山中心体制・合末支持派である。⁽¹⁴⁾

これに対して、保守派は三村管長提出案中、第一、第六の二条に反対する京都本圀寺、池上本門寺、中山法華経寺等本山を中心し、合末論に激しく反発して本山同盟会を組織し、抵抗した。⁽¹⁵⁾

近代日蓮宗における本末体制再編に関する一考察（安 中）

この対立は、一旦は三村日修管長が提出した改革案が認められる決議がなされたが、本山側の激しい抵抗によつて許可申請が遅れ、漸く申請を果たしたのであったが、政府からの許可は下りなかった。さらにこの問題は日蓮宗の布教・行政・教育など多方面に大きな影響をおよぼす結果を招き、三村管長はその責任をとつて明治二十三（一八九〇）年に辞任し、翌年五月一七日に事態が混乱する中で遷化した。その後、京都妙顕寺住職の小林日董が就き、事態の終息に向けた動きがとられ、明治二十五（一八九二）年一月、漸く両派の和解によつてこの抗争は終結した。この和解条件として、管長は総大本山以下四十四箇本山の現任職中より投票公選として任期は三年とする条文が成立し、改革派の主張はならなかった。⁽¹⁶⁾

おわりに

本末体制の再編について、管長制度と総本山・大本山・本山の位置づけを中心に考察を行った。先にも述べたが、明治二十一年八月から明治二十五年一月まで続いた改革運動は、それまでの本末体制を解体して、総本山である身延久遠寺を頂点とした新体制の確立が目論まれたが、結局は失敗に終わった。

その後は時局の変化に対応して、本末体制と管長制度について改変がなされた。普通選挙の声が世論で叫ばれた大正末

近代日蓮宗における本末体制再編に関する一考察（安 中）

期には、管長選挙の選挙人資格が一般寺院住職にまで拡大されるに至った。さらに昭和十年代には戦時体制のもとに宗教界の統制も進められ、宗教団体法の成立を経て、日蓮宗は本山末寺の関係を解消する決議を下した。さらに日蓮宗、本門宗、顕本法華宗の三派が合同し、新たに「日蓮宗」が組織され、管長の選出方法も含め、様々な制度・機構に変化がみられた。

- 1 日蓮宗宗務院編『祖道復古』（昭和十三年六月）。
- 2 富谷日震著『本宗史綱』下巻（日蓮本宗本山要法寺、平成六年五月）。
- 3 前掲同。
- 4 『法令全書（明治六年）』（内閣官報局）。
- 5 前掲同。
- 6 牧野内寛精著『明治仏教史上に於ける新居日薩』（明治仏教研究会、昭和十二年）。
- 7 不受不施派については、明治九年四月十日の教部省布達第三号（『法令全書（明治九年）』内閣官報局）で再興が許可された。
- 8 『法令全書（明治九年）』（内閣官報局）。
- 9 『法令全書（明治十七年）』（内閣官報局）。
- 10 『充洽雜誌』二十四号（充洽学会、明治十七年九月十八日）。
- 11 清水龍山編『新居日薩』（日蓮宗宗務院、昭和十二年六月）。
- 12 『充洽雜誌』二十五号（充洽学会、明治十七年十月八日）、同二十九号（充洽学会、明治十七年十二月八日）。
- 13 日蓮宗宗務院編『祖道復古』（昭和十三年六月）。

14 前掲同。

15 『日蓮宗教報』二二一号、同二二四号（日蓮宗教報社）。

16 『日宗新報』二三六号、同二四〇号、同三〇二号、同三二八号、同四二〇号（日宗新報社）。

〈キーワード〉 日蓮宗、本末制度、管長制度、宗門改革

（立正大学教授・博士（文学））